国土交通大臣意見の概要及び事業者の対応(案)について

令和5年5月31日

大 阪 航 空 局 九州地方整備局





事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

意見

本事業計画の今後の検討に当たっては、福岡県をはじめとした関係機関等と調整を十分に行うとともに、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

事業者の対応(案)

本事業計画については、福岡県をはじめとした関係機関等と調整を行ったうえで検討しております。また、地域等に対しては、十分な説明を行うこととします。

(2)事後調査等について

意見

ア 事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、 追加的な環境保全措置を適切に講じること。

事業者の対応(案)

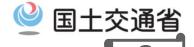
環境影響評価書に記載した事後調査を適切に実施し、また、その結果を踏まえ、 必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講じます。



イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

事業者の対応(案)

必要に応じて行う追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討します。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保することを検討します。



ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講じる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、必要に応じて環境監視を行い、その結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

事業者の対応(案)

事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて 講じる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表します。また、必要に応じて環境監視を行い、 その結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めます。



(1)鳥類及び生態系

鳥類及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講じること。

意見

ア 工事中における事後調査においてチュウヒの繁殖に係る行動が確認された場合、チュウヒの営巣地周辺の工事等の実施に当たっては、「チュウヒ保護の進め方」(平成28年環境省)を踏まえ、繁殖期における営巣地周辺の人や建設機器等の出入り、工事騒音及び振動によりチュウヒの繁殖に支障を及ぼさないよう、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期のチュウヒの行動等に配慮した工事時期や工事期間の設定、営巣地からの距離を十分に確保した工事範囲の設定等の環境保全措置を講じること。特に、チュウヒが敏感になる造巣期、抱卵期及び巣内育雛期においては、営巣地周辺の工事を避ける等の環境保全措置を講じること。

事業者の対応(案)

事後調査においてチュウヒの繁殖に係る行動が確認された場合には、専門家等の助言を踏まえたうえで、特にチュウヒが敏感になる造巣期、抱卵期及び巣内育雛期を考慮しつつ、営巣中心域との離隔に留意して工事範囲と工事工程の調整を行うといった環境保全措置の具体化を検討します。



イ 航空機によるバードストライクの発生をより低減するため、空港島内の定期 巡回、爆音器等を活用し、特に、航空機の発着時において、空港島及びその周辺 を飛翔する鳥類が滑走路周辺に進入しないよう対策を講じること。また、他の空 港におけるバードストライク対策の情報収集を行い、より効果的な手法の導入を 検討するなど、バードストライクの発生のさらなる低減に努めること。

事業者の対応(案)

バードストライクの発生を防止するにあたって、北九州空港ではバードパトロールによる定期巡回、爆音器の使用及び定期巡回時以外の時間帯等におけるバードスイープ等による追い払い策や着陸帯などの草地を対象とした草刈り、鳥の生態環境調査及び昆虫対策等による環境対策を実施しております。引き続き鳥類の出現状況やバードストライク情報を基に、より効果的な手法の導入を検討し、バードストライクの発生のさらなる低減に努めます。



(2)温室効果ガス等

2050年カーボンニュートラル実現を目指し、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)、「航空脱炭素化推進基本方針」(令和4年12月国土交通省)等を踏まえ、以下の事項に取り組むこと。

意見

ア 空港管理者等により構成される北九州空港脱炭素化推進協議会(令和5年2月14日設置)において、2050年までの脱炭素社会実現に向けた、空港法に基づく空港脱炭素化推進計画を作成し、本計画を踏まえ、以下「イ」、「ウ」及び「工」の取組を進めること。

事業者の対応(案)

空港脱炭素化推進計画(仮称)を作成します。



イ 本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、工事における更なる省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用について検討を 進めること。

事業者の対応(案)

本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、工事における更なる省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用について検討を進めます。



ウ 航空機の発着回数の増加に伴い温室効果ガスの排出量が増加するため、エネルギー効率の良い航空機材の導入促進、地上動力装置(GPU)の利用促進により、温室効果ガスの排出量を最大限抑制すること。また、航空機の運航に伴う温室効果ガスの排出量が大幅に削減されることが期待される持続可能な航空燃料(SAF)について、導入促進に資する取組を実施すること。

事業者の対応(案)

地上動力装置(GPU)の利用促進等による温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を進めていきます。また、国土交通省では、今後持続可能な航空燃料(SAF)の導入を加速させるため、技術的・経済的な課題や解決策を官民で協議し、一体となって取組を進める場として、「持続可能な航空燃料(SAF)の導入促進に向けた官民協議会」を開催しており、引き続き導入促進に資する取組を実施していくことにしております。



工 飛行場の施設の供用に伴うエネルギー使用量を最大限抑制するため、空港建築施設の建替や増築時における高効率設備等の導入、航空灯火のLED 化、空港車両のEV 化、最新の省エネルギー技術の導入等の空港関連施設における更なる省エネルギー化を検討するとともに、再生可能エネルギーの導入についても検討すること。

事業者の対応(案)

北九州空港ではエネルギー使用量を抑制するため、車両のエコカー化、電気・空調の効率的利用及び電動フォークリフト配備等の取組を実施しております。

今後、太陽光パネルのさらなる導入や空港車両のEV化、FCV化を検討すると共に、空調の効率化、航空灯火及び照明のLED化、建築施設の省エネルギー化等の取組を検討します。



オ 2050年カーボンニュートラルの達成に向け、「地球温暖化対策計画」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和3年10月22日閣議決定)、「航空脱炭素化推進基本方針」等の関連する計画や方針等の政策の進捗状況及び見直しの状況、今後の政策や技術の発展等を踏まえ事業に適切に反映し、将来的な脱炭素化に向け取組を進めること。

事業者の対応(案)

国土交通省では、航空分野全体における脱炭素化を計画的に推進するため、令和4年12月に「航空脱炭素化推進基本方針」を策定するとともに、空港脱炭素化推進協議会の設置により航空会社と各空港が連携して脱炭素化を推進するための体制構築や、空港管理者が作成する空港脱炭素化推進計画の認定等が記載された「空港脱炭素化推進のための計画策定ガイドライン(第二版)」を公表しております。北九州空港においても、このガイドラインに沿って、順次取組を推進します。